（公開用）

認証の詳細

＜トレッキング用キャップ＞

－　目　次　－

１．工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表１：製造設備基準
表２：検査設備基準
表３：型式区分（ロット認証と共通）
表４：型式確認申請手数料
表５：型式確認試験の委託検査機関
表６：型式確認試験の有効期限
表７：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
表８：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
表９：SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

２．ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関
表１１：ロット認証の申請手数料
表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

１． 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表１：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
１．原材料の配合設備	１．原材料を適切に計量し、混合できること。
２．成形設備	２．トレッキング用キャップの帽体（外表面を形作る殻体）を適切に成形できること。
３．研磨設備（当該工程を有する場合に限る。）	３．トレッキング用キャップの各部を適切に研磨できること。
４．組立設備 ただし、原材料の配合設備、成形設備又は研磨設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって、製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	４．トレッキング用キャップを適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。

表２：検査設備基準

検査設備	技術上の基準
１． 衝撃吸収性試験設備	１． JIS T8131(産業用ヘルメット):2015 に定める人頭模型、基準確認方法 2.図 2 に示す平面アンビル、落下装置及び衝撃力測定装置並びに前処理のための設備として高温処理装置(恒温槽で 50±2℃を維持することができるもの)、低温処理装置(恒温槽でー10±2℃を維持することができるもの)及び浸せき処理装置(水槽で温度 25±5℃を維持できるもの)を備えていること。
２． 材料試験設備 ただし、材料試験を適切に実施できると製品安全協会が認める者に定期的又は必要に応じて試験を行わせている者であって製品安全協会が認める者は、当該設備を備えることを要しない。	２． 基準 3 に定める材料試験項目が適切に 実施できる設備を有していること。

表３：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
帽体（外表面を形作る殻体）の材質	(1) ＡＢＳ製 (2) ＦＲＰ製 (3) ＰＣ製 (4) その他の材質 (5) 外表面を形作る殻体なし

表４：型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・申請手数料 5,500 円/型式　（税抜 5,000 円/型式） ※　外国からの送金時は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座３００４４７ 口座名　一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人　日本車両検査協会 ・型式確認試験手数料 71,500 円（税抜 65,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。 ※材料試験に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関の証明書等を添付ください。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表５：型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	一般財団法人日本車両検査協会 ＜東京検査所＞ 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL：(03)3912-2361 FAX：(03)3912-2208 ＜大阪検査所＞ 〒590-0983　大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL.072(233)2001　FAX.072(233)2002	５個／型式

表６：型式確認試験の有効期限

適合日より３年間

表７：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図１に示す協会支給ラベルをキャップの外表面又は内表面の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。 最小交付単位は 50 枚です。 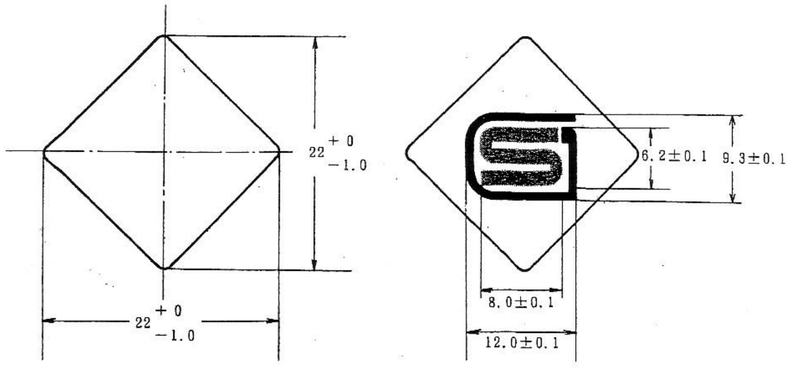 図１　協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表８に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式	キャップの外表面又は内裏面に図２に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。 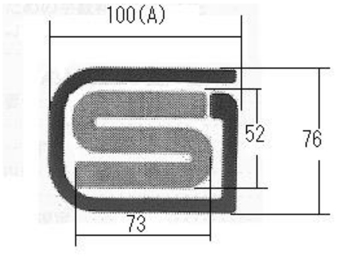 図２　自社表示 ・　寸法:Ａを１００としたときの比率で表しており、Ａは 12.0mm 以上 15.0mm 以下です。 ・　色彩：二色又は単色とする。 ※　図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則１ヶ月毎に表示実績を報告してください。このとき同時に表８に示す手数料額を振り込んでください。報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。

表８：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	11 円/個　（税抜 10 円/個） ※　SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。 ※　外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座３００４４７ 口座名　一般財団法人 　　　　製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表９：SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より３年間

２．ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関

申請窓口	一般財団法人日本車両検査協会
	＜東京検査所＞ 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL：(03)3912-2361　FAX：(03)3912-2208
	＜大阪検査所＞ 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL：(072)233-2001　FAX：(072)233-2002

表１１：ロット認証申請手数料

<table>
<tr><th>窓口</th><th>手数料</th><th>振込先</th></tr>
<tr><td>一般財団法人日本車両検査協会</td><td>(1)基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ）
71,500 円（税抜 65,000 円）
(2)同等性検査（①＋②＋③）
① 11 円/個　（税抜 10 円/個）
② ロットの大きさ毎の額
<table>
<tr><th>ロット形成個数</th><th>検査料</th></tr>
<tr><td>ｎ≦400</td><td>6,600 円
（税抜 6,000 円）</td></tr>
<tr><td>401≦ｎ≦1,000</td><td>13,200 円
（税抜 12,000 円）</td></tr>
<tr><td>1,001≦ｎ≦4,000</td><td>26,400 円
（税抜 24,000 円）</td></tr>
<tr><td>4,001≦ｎ≦10,000</td><td>52,800 円
（税抜 48,000 円）</td></tr>
<tr><td>10,001≦ｎ≦50,000</td><td>105,600 円
（税抜 96,000 円）</td></tr>
</table>
③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</td><td>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。

※材料試験に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関の証明書等を添付ください。</td></tr>
</table>

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

<table>
<tr><th>表示方式</th><th>表示方法</th></tr>
<tr><td>協会支給ラベル方式</td><td>図１に示す協会支給ラベルをキャップの外表面又は内表面の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。
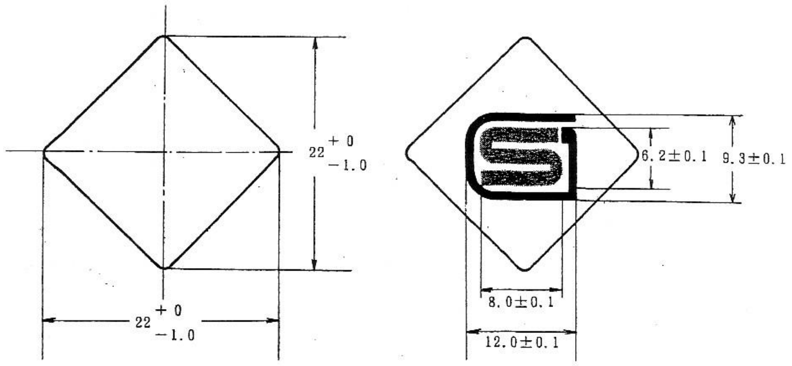

図１　協会支給 SG ラベル
協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</td></tr>
<tr><td>自社表示方式</td><td>キャップの外表面又は内裏面に図２に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。
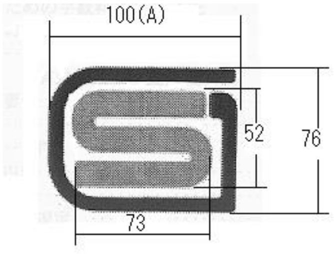

図２　自社表示
・　寸法：Ａを１００としたときの比率で表しており、Ａは 12.0mm 以上 15.0mm 以下です。
・　色彩：二色又は単色とする。
※　図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。
自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備お願いします。</td></tr>
</table>

【作成・改正履歴】

2024/1/5：新規作成